

## 議第103号

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように制定する。

令和7年9月19日提出

京都市長 松井孝治

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を  
改正する条例

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を次のよう  
に改正する。

第9条第1号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第2号中「5円  
18銭」を「5円62銭」に、「386,500円」を「419,000円」に改める。

第10条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第13条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「28  
円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する  
条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、  
同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

### 提案理由

京都市議会議員及び京都市長の選挙における選挙運動用ビラ等の作成の公  
當に要する経費に係る限度額を引き上げる必要があるので提案する。